

大分県報

平成三十年
第三〇三七号
十一月二十日

(火曜日)

目次

告示

解除予定保安林.....	一
林業種苗法による生産事業者の登録.....	一
道路区域の変更.....	一
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	二
公 告	二
公共測量の終了.....	二
開発行為の完了.....	二

○告示

大分県告示第六百七十号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年十一月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 解除予定に係る保安林の所在場所
佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜一七八番四八から一七八番六二まで、字納ヶ内一八五番
- 保安林として指定された目的
二、一八五番三、一八六番五、一八六番六、字小田三三二番四
- 公衆の保健
- 解除の理由
道路用地とするため

大分県告示第六百七十一号

平成三十年十一月二十日

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

平成三十年十一月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 登録番号

南二十五

2 生産事業者の氏名及び住所

佐藤 誠

佐伯市宇目大字木浦内九九七番地

3 生産事業の内容

(一) 種穂 採取

(二) 苗木 幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成

4 事業所の所在地

佐伯市宇目大字木浦内

二 登録番号

南二十六

2 生産事業者の氏名及び住所

高野 東海男

佐伯市本匠大字小川一三二一番地

3 生産事業の内容

(一) 種穂 採取

(二) 苗木 幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成

4 事業所の所在地

佐伯市本匠大字小川

大分県告示第六百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月二十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十日

大分県報(告示)

道路の種類及び路線名	区間	大分県知事 広 瀬 勝 貞	
		区域変更前後別	敷地の幅員 延 長
川線 県道宇目清 豊後大野市三重町伏野字小津留二五 九一番二から 豊後大野市三重町伏野字北津留二六 九七番五まで		前	メートル 九・四 三・一
		後	メートル 二八・〇 一・一・〇
			メートル 三八三・三 四四〇・〇

大分県告示第六百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年十一月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

○公 告

事業地のうちアに掲げる区域を削り、当該事業地のうちイに掲げる地内において事業地を変更する。

ア 日田市大字庄手字中島の全部の区域並びに大字小山字保木ノ本、大字石井字後口平、字向屋敷、字小鶴川、字庄司田、字走り落、字平ノ畑及び字矢野、大字内河野字柳の内並びに大字二串字柿ノ木平の一部の区域

イ 日田市大字高瀬字山の尾、字小島、字陣ヶ原、字切畑及び字野添、大字小山字杉ノ迫、字中原及び字堤ヶ迫、大字庄手字川原端、大字石井字中屋敷、字尾園、字カランノ本、字ザメキ、字岩ノ下、字久保ノ下、字宮の下、字熊ノ下、字熊山、字寺内、字若宮、字清水の本、字西ノ園、字谷川、字池ノ瀬、字尾坪、字梨ノ本及び字宮田、大字内河野字杉園及び字仲原、大字二串字カナ松及び字東原、大字小迫字鬼迫頭、字鬼迫平及び字小迫原、大字日高字岸高、字古金、字菅迫、字中磯及び字牧原並びに大字友田字下原地内

2 使用の部分
変更なし

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり大分市長から公共測量を終了した旨の通知があった。

平成三十年十一月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

四 事業地

1 収用の部分

昭和四十八年八月七日大分県告示第五百五十九号、昭和五十年九月五日大分県告示第千二十七号、昭和五十四年十二月十八日大分県告示第千四百三十五号、昭和五十八年一月十四日大分県告示第三十三号、昭和六十年六月十四日大分県告示第七百九十八号、平成元年三月七日大分県告示第二百六十一号、平成六年一月四日大分県告示第十三号、平成八年三月二十九日大分県告示第三百四号、平成十年六月二十三日大分県告示第五百三十九号、平成十三年一月十九日大分県告示第七十号、平成二十一年三月三十一日大分県告示第二百八十五号、平成二十四年四月十七日大分県告示第三百八号、平成二十七年七月三日大分県告示第四百三十号及び平成二十八年十一月一日大分県告示第五百七十号の

大分県知事 広 瀬 勝 貞

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成三十年十一月二十日

- 一 作業の種類
公共測量（四級基準点測量）
- 二 作業の地域
大分市大字横尾の一部
- 三 作業の終了日
平成三十年三月二十四日

一 開発区域に含まれる地域の名称

日田市大字石井逆渦七百八十六番五ほか五筆及び七百六十六番六の一部並びに七百八十七番二ほか三筆の各地先里道及び七百八十六番五ほか三筆の各地先水路

二 開発区域の面積

六千七十六・〇二平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

日田市淡窓一丁目四番三十五号

瀬戸製材株式会社

代表取締役 瀬戸 亨一朗

四 完了検査年月日

平成三十年十一月五日

平成三十年十一月二十日

大分県報（公告）

三